

# 静岡県耐震診断補強相談士の登録について

## 1 登録に必要な要件

静岡県耐震診断補強相談士に登録するためには、(1)～(3)の全てに該当する必要があります。

- (1) 静岡県内在住または在勤の者
- (2) 1級・2級・木造建築士又は木造住宅の施工（大工）に係る7年以上の実務経験がある者
- (3) 静岡県が主催する(ア)静岡県耐震診断補強相談士養成講習会又は(イ)それと同等であると認められる講習会等を受講した者

※ 現在、(ア)静岡県耐震診断補強相談士養成講習会を開催していないため、新規登録される場合は(イ)それと同等であると認められる講習会等である(一財)日本建築防災協会主催「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」（以下 木造耐震診断資格者講習）の受講が必要です。

## 2 新規登録方法

新規登録するためには、(1)～(3)の書類を郵送してください。

- (1) 様式第2号 静岡県耐震診断補強相談士認定申請書
- (2) 「木造耐震診断資格者講習」の受講を証明する書類等の写し
- (3) ○建築士の場合 建築士免許証の写し  
○大工等の場合 実務経験申告書

## 3 更新登録方法

### ○今年度末に有効期限切れの場合

更新登録する方法は対象者に別途通知いたします。（例年10月～11月頃）

### ○既に失効されている場合

更新登録するためには、(1)～(2)の書類を郵送してください。

- (1) 様式第4号 静岡県耐震診断補強相談士登録証更新申請書
- (2) 下記の講習会を受講した証明する書類等の写し

最後に登録した年度	更新に必要な講習会※	
	静岡県耐震診断補強相談士更新講習会	木造耐震診断資格者講習
H23年度以前	×	○
H24年度以降	○	○

※ 緊急輸送ルート等沿道建築物など耐震診断が義務付けられた建築物に係る耐震診断や補強計画策定を実施する場合は「木造耐震診断資格者講習」を修了している必要があります。